

北山村老朽危険空き家解体事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 北山村老朽危険空き家解体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、北山村内における防災、防犯上危険な空き家の解体工事について、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、老朽危険空き家の撤去を促進し、地域の安全性の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家 周辺住環境等を悪化させ、放置されている戸建て住宅（附属する倉庫等を含む）で現に居住していない建物
- (2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。
- (3) 申請者 空き家の所有者（相続人等を含む）をいう。
- (4) 業者 事業所を有する個人又は法人であって、建設業許可（とび・土工工事業）を有する業者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 空き家の所有者（相続人等を含む）又は所有者の同意を得た者。
- (2) 村税を滞納していない者
- (3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する者でないもの。

(補助対象老朽危険空き家)

第5条 補助金交付の対象となる空き家は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、(6)(7)についてはいずれかを満たすものとする。

- (1) 北山村内に位置していること。
- (2) 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。
- (3) 当該土地及び建物についてその所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者から解体及び処分に対して同意を得ているものは除く。
- (4) 当該土地及び建物に係る一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであること。
- (5) 補助を受ける目的で故意に破損等をさせたものでないこと。
- (6) 交付申請時におおむね5年以上居住していないこと
- (7) 老朽化のために空き家が腐朽又は破損し、もしくは建築材等を飛散させ、敷地周辺に及ぼす危険性

が著しいと認められるもの

(8) 公共補償費対象となっていない空き家、かつ、関連又は重複する補助等がないこと

2 補助対象空き家の解体工事は、交付決定年度の2月末日までに完了するものでなければならない。

(補助対象工事)

第6条 補助金交付の対象となる工事は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 空き家及び同一敷地内に附属する倉庫等の解体工事であること。
- (2) 業者が施行する解体工事であること。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、その内容及び金額が適正と認められる解体工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度額とする。

(補助金等の交付申請)

第9条 申請者は、事業に着手する前に補助金等交付申請書（様式1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 解体工事見積書の写し
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 納税証明書
- (6) 建物及び土地の全部事項証明書または固定資産名寄帳兼課税台帳等の写し
- (7) 対象空き家の所在する地区の区長または民政委員の意見書
- (8) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 村長は前条に規定する申請書を審査し、その内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、不相当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第11条 申請者は、補助事業の交付決定通知書を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第5号）に変更計画書（様式第2号）及び第9条第1項第2号から第7号に定める書類のうち当該変更に係る書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知

するものとする。

(工事の着手)

第12条 空き家解体工事の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(工事の中止)

第13条 申請者は、補助金交付決定後において、老朽危険空き家解体事業を中止しようとする場合は、補助事業中止申請書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を精査した上で、補助事業中止決定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第14条 申請者は老朽危険空き家解体工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真(施工前と比較できるもの)
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の審査を行った後、行うものとする。2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 補助金の交付を受けた者が、次の各号いずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。